

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の経緯

(1) これまでの札幌市の取組

札幌市では、“安全・安心な食のまち・さっぽろ”を目指すために、2013年（平成25年）3月に「札幌市安全・安心な食のまち推進条例¹」（以下「条例」という。）を制定し、食の安全・安心の確保に関する札幌市の決意を明らかにするとともに、事業者に自主回収の報告を義務付けるなど、実効性のある仕組みを作りました。

また、条例の基本理念のもと、市民及び観光客等の健康を保護し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画」（以下「推進計画」という。）（計画年度2015年度～2019年度）を2015年（平成27年）3月に初めて策定しました。

推進計画では、市民、事業者、札幌市の三者による連携、協働の機運を醸成するため、リスクコミュニケーション^{*}に係る事業を強化するとともに、事業者の自主的取組の推進に係る制度の認知向上、条例の基本理念の普及に注力して各種事業を展開してきました。（※リスクコミュニケーションの詳細は、13ページを参照）

更に、条例の基本理念や推進計画の基本方針に基づき、庁内関連部局が連携しながら着実に施策を進め、進捗状況を安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議²（以下「推進会議」という。）で報告するとともに、ホームページや情報誌等を活用し、広く市民に周知してきました。

(2) 計画策定の趣旨

食の安全と安心は、市民の健康で豊かな日常の食生活の基盤であるとともに、札幌の食の魅力や食産業、観光等を支える重要な基盤でもあります。一方、ひとたびその安全と安心が揺らぐと、市民生活のみならず、食産業や観光にも大きな影響を与えることとなります。

2012年（平成24年）には、札幌市において浅漬による腸管出血性大腸菌O157食中毒事件³が発生し、そのほかにも市外で発生した大手ファストフード店などの異物混入事件、

¹ 札幌市安全・安心な食のまち推進条例

市民、観光客等の健康を保護し、“安全・安心な食のまち・さっぽろ”を実現することを目的として、2013年4月に施行された条例。事業者及び札幌市の責務、市民の役割や食の安全・安心の確保に関する基本理念、自主回収の報告を義務付ける規定などが定められています。

² 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議

条例に基づく市長の附属機関。市民、事業者、学識経験者等で組織され、推進計画、食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査審議し、意見を述べます。

³ 浅漬による腸管出血性大腸菌O157食中毒事件

2012年8月に、札幌市内の漬物製造施設で製造された浅漬を原因食品として発生した腸管出血性大腸菌O157による食中毒事件。患者169名、死者8名となり、この事件を受け、国は漬物の衛生規範の見直しを行いました。

廃棄済み業務用食品の転売⁴、腸管出血性大腸菌O157汚染の惣菜による広域散発食中毒事件⁵など、相次いで市民生活を脅かす事件・事故が発生しています。

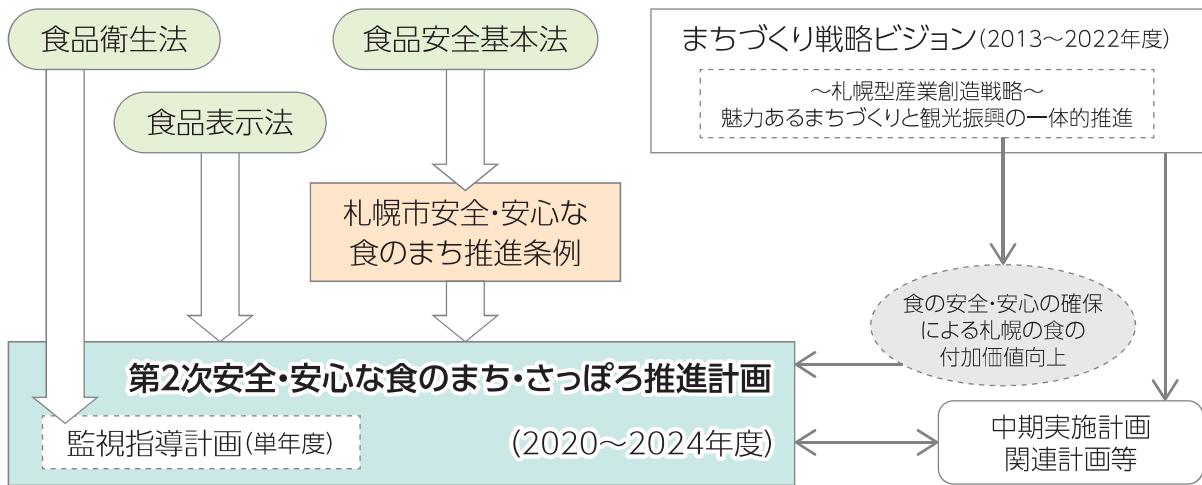
食に対する市民の信頼向上と食の魅力を生かしたまちづくりの発展を進めるためには、食の安全と安心の確保に関する「規制」と、市民、事業者及び札幌市の「連携・協働」の両輪による施策を、より一層、強化・充実させることが必要です。

このような状況の中、条例の基本理念のもと“安全・安心な食のまち・さっぽろ”的実現を目指すため、これまでの推進計画（以下「前計画」という。）を見直し、今後5年間の基本施策の指針となる「第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画」（以下「第2次推進計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

第2次推進計画は、条例の規定に基づき、推進会議における審議を経て、今後実施すべき施策の大綱及び施策を実施するために必要な事項を定めるものです。

【推進計画の位置づけ】



また、札幌市まちづくり戦略ビジョン⁶（以下「戦略ビジョン」という。）では、魅力

⁴ 廃棄済み業務用食品の転売

2016年1月、異物混入の疑いがあるとして大手カレーチェーンが廃棄依頼した食品を、愛知県内の廃棄物業者が食品製造業者に不正に転売していたことが判明した事件

⁵ 腸管出血性大腸菌O157汚染の惣菜による広域散発食中毒事件

2017年8月、関東地方のスーパー等の系列店で購入した惣菜等を食べた人が腸管出血性大腸菌O157に感染した集団食中毒事件

⁶ 札幌市まちづくり戦略ビジョン

札幌市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応するための新たなまちづくりの指針であり、札幌市のまちづくりの計画体系では最上位に位置付けられる「総合計画」。計画期間は2013年度から2022年度までの10年間であり、目指すべきまちの姿を描いた<ビジョン編>と、主に行政が優先的・集中的に実施することを記載した<戦略編>で構成

あるまちづくりと観光振興の一体的推進を図るため、札幌らしい魅力資源である「食」を生かして、札幌の観光消費の拡大、付加価値の向上を図ることが掲げられています。

したがって、第2次推進計画に示す施策や事業等は、食に関する他の施策を食の安全・安心の面から支える基盤であるとともに、札幌市の将来のまちづくりの一部を成すものとして位置づけられ、戦略ビジョンや札幌市SDGs未来都市計画⁷等の関連計画等と整合性を保ちながら、相互に連携して推進を図ります。

(SDGsと本計画の主な関連は、36ページを参照)

3 計画期間

第2次推進計画は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間の期間とします。

なお、社会情勢の変化や上位計画の改定等に応じ、見直しが必要になった場合は、計画期間中であっても改定を行います。

⁷ 札幌市SDGs未来都市計画

SDGs未来都市とは、内閣府が2018年から自治体によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市を全国から選定するもので、札幌市を含む60都市（2019年9月末現在）が「SDGs未来都市」選定されており、札幌市では「札幌市SDGs未来都市計画」を策定し、取組を推進しています。